

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第3号（第5条関係）  身体障害者診断書・意見書 総括表（障害用） 略 (注)1 略 <u>2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」を添付してください。</u> <u>3 略</u>	様式第3号（第5条関係）  身体障害者診断書・意見書 総括表（障害者） 略 (注)1 略  <u>2 略</u>

第2条 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号に次のように加える。

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度	検査日（第1回）		検査日（第2回）	
	年	月 日	年	月 日
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・ ・ ・		なし・ ・ ・	
腹水	なし・軽度 中程度以上		なし・軽度 中程度以上	
	概ね ℓ		概ね ℓ	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	
合計点数		点		点
3点項目の有無				

(血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無
--------------------------------	-------	-------

注1 90日以上180日以内の間隔において実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

注2 点数は、Child-Pugh分類（肝機能障害の重症度分類）による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（ ・ ）	昏睡（ 以上 ）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム（1981年）による。

注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね1㍑以上を軽度、3㍑以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

## 2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない	・ x	・ x
改善の可能性のある積極的治療を実施	・ x	・ x

## 3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注5 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施している者は、1、2、4の記載は省略可能である。

## 4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
	血中アンモニア濃度150 μg/dℓ以上	有 ・ 無
検査日 年 月 日		
症状に影響する病歴	血小板数50,000/m <sup>3</sup> 以下	有 ・ 無
	検査日 年 月 日	
	原発性肝がん治療の既往	有 ・ 無
確定診断日 年 月 日		
症状に影響する病歴	特発性細菌性腹膜炎治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日 年 月 日	
	胃食道静脈瘤治療の既往	有 ・ 無
確定診断日 年 月 日		

	現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスの持続的感染	有 ・ 無
	最終確認日	年 月 日
日常生活活動の制限	1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月 7 日以上ある	有 ・ 無
	1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある	有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが 1 日に 1 回以上ある	有 ・ 無
該当個数		個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無		有 ・ 無

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

( 準備行為 )

2 第 2 条の規定による改正後の鳥取県身体障害者福祉法施行細則 ( 以下「新規則」という。 ) 様式第 3 号を使用して行う新規則第 5 条の規定による診断書又は意見書の作成は、この規則の施行前においても行うことができる。